

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2016.12 No. 304

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 平成28年度分の年末調整における注意点
- II. セルフメディケーション税制
- III. 現場の生産性管理のススメ
- § 1日公庫開催のご案内

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・助成金情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 平成 28 年度分の年末調整における注意点

——今年の年末調整で変わる——

毎年、年末にやってくる「年末調整」。給与から天引きするかたちで、概算金額により納めていた所得税を精算する手続きです。サラリーマンを始めとした給与所得者が、原則として確定申告を行わなくてもよいのは、会社がこの年末調整をしてくれるからです。さて、その年末調整が今年分（平成 28 年分）から少し変わります。変更点をおさえておきましょう。

ポイントは、「マイナンバーの記載が求められるようになった」、「非居住者の扶養家族がいる場合は、添付書類も必要」、「非課税通勤費の上限額アップに伴う差額の精算が必要」の3点です。

では、以下で順番に詳しく解説させていただきます。

■マイナンバーの記載が必要になる資料

平成 28 年からマイナンバー制度が本格導入されました。年末調整に必要な 4 つの資料（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「配偶者特別控除申告書」「保険料控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」）のうち、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のみにマイナンバーの記載が必要になります。

特に注意したいポイントは、この「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、本人だけではなく、扶養家族のマイナンバーも記入が必要ということです。従業員の年末調整を行う際には、ルールに沿ってマイナンバーを収集することを忘れないようにしましょう。

上記以外には、税務署に提出する「源泉徴収票」にもマイナンバーの記載が必要です。従業員に渡す「源泉徴収票」には、マイナンバーを記載しないので注意しましょう。

なお、既に従業員からマイナンバーを取得している場合は、会社と従業員の合意があれば、扶養控除等（異動）申告書へのマイナンバー記載を省略する方法もあります。

■「非居住者」に関する記入欄が追加

平成28年分から、扶養控除等（異動）申告書には、扶養親族が非居住者の場合、新たに記入する項目欄が追加され、関係書類の添付が必要となります。非居住者とは「国内に住所を持たず、かつ、現在まで1年以上国内に居所がない個人」のことです。

扶養親族に該当する人がいれば、「非居住者である親族」の欄に「○」をつけて、海外の住所を記入します。さらに、下記のいずれかの「親族関係書類」を添付しなければなりません。

- ・「戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し」
- ・「外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る）」

上記の資料と合わせて、送金関係書類も必要です。外国送金依頼書の控え、もしくは、家族カード（クレジットカード）の利用明細書の控えなどを用意して、提出しましょう。

■通勤費についても変更が・・・

平成28年分からの変更点として、交通機関もしくは有料道路を利用している人に支給する通勤手当について、非課税の限度額が引き上げられています。具体的には、これまで1カ月当たり10万円が、通勤手当の非課税限度額とされていましたが、改正後は非課税限度額が15万円になりました。改正後の非課税規定は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されますが、改正が行われたのは平成28年4月です。すでに源泉徴収されている金額で、納め過ぎてしまっているケースがあるかもしれません。その場合は、年末調整で精算されることとなります。通勤に1カ月10万円以上かかっている従業員がいる場合、または自分がそうである場合は、今一度、確認しておきましょう。

以上、年末調整について、平成28年分からの主な変更点をまとめました。年末にバタバタすることのないように、必要に応じて早めに準備しておきましょう。

Ⅱ . セルフメディケーション税制

—医療費控除の特例について—

平均寿命が長くなり、生活習慣病などが問題になってきた現代において、日々をいかに健康に生きるかが問われています。所謂、健康寿命や予防医療ということが、最近、巷で、言われておりますが、セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と

世界保健機関（WHO）は定義しています。つまり、自身で傷病・症候を判断し、医療製品を使用し、自分自身で健康を管理し、あるいは疾病を治療するセルフケアの一つといえます。

■大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持推進及び疾病の予防への一定の取組（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診）を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支払った場合、その合計額が 1 万 2 千円を超える時は、その超える部分の金額について、その年分の総所得金額等から控除されます。

この特例の目的として、セルフメディケーションを自発的に取り組む環境整備を行うため、適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだ OTC 医薬品の使用推進を図るため、健康の維持増進および疾病の予防の為に一定の取組を行っている申告者が、従来の医療費控除との選択適用を可能にするためと考えられます。

■スイッチ OTC 医薬品とは？

この特例の対象となるのは、医療用医薬品から転用された 82 成分を含む OTC 医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）です。対象となる医薬品の薬効の例としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬ですが、左記の薬効のすべてが対象となるわけではありません。なお厚生労働省ホームページに対象となる OTC 医薬品の品目名が掲載されています。また、施行に伴い、多くの対象の製品の製品パッケージにセルフメディケーション税制の対象製品であることを示す識別マークが表示されるようになります。対象製品を購入した際にはレシートに対象製品であることが表記されます。

■申告対象となる人は？

1. 所得税、住民税を納めている。2. 1 年間（1～12 月）に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っている。（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診）3. 1 年間（1～12 月）で、対象となる OTC 医薬品を 12,000 円を超えて購入している（扶養家族分を合算）、左記の 3 つの事項の全てに該当する人が申告対象となります。

なお、申告には、対象となる OTC 医薬品の購入合計金額をレシート（領収書）が必要になります。レシートには 1. 商品名、2. 金額、3. 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、4. 販売店名、5. 購入日の明記が必須となります。申告を予定されている方は OTC 医薬品を購入した際のレシートを、こまめに保管しておく習慣をつけましょう。

また、2. の証明として、健康の保持増進及び疾病の予防への主な取組を証明するために検診を受けた際の領収書または、結果通知書を申告の際、提出する必要があります。

■所得控除金額について

対象となる OTC 医薬品の年間購入額が 1 万 2,000 円を超えるとき、その超えた部分の金額（申告者の扶養家族分を含む、上限金額 8 万 8,000 円）が対象となります。なお、従来の医療費控除制度と同時に利用すること

はできません。ですので、購入した OTC 医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するか、対象者ご自身で選択することになります。



国税庁情報コーナー

■スマホで撮影した領収書の電子保存が可能に

平成 28 年税制改正大綱にともない、スキャナ保存の要件が大きく緩和され、最短で 2017 年 1 月 1 日（申請は 2016 年 9 月 30 日から受付開始）より、必要な要件を満たした場合において、スマートフォンやデジタルカメラで撮影した領収書を電子化して保存できるようになります。具体的には、平成 28 年度の改正においてスマートフォンで撮影した電子保存では、以下の要件が追加されました。1. スマートフォン等での撮影前に書類に自らの署名をする、2. 受領後、3 日以内にタイムスタンプを付与、3. 解像度と階調の情報を保存（大きさの情報が不要）、4. 税理士がチェックを行うことで相互けんせいを省略できる（小規模事業者の場合）。これらの要件を満たせば、これまで紙で保管していた領収書や請求書などの証憑は、原本の廃棄が可能となるため、ペーパーレス化の実現や経費精算業務におけるコスト削減など、社会に大きな変化をもたらすことが予想されます。

Ⅲ. 現場の生産性管理のススメ

ーメリットと実施のポイントについてー

一般的に生産性とは、投入に対する産出の割合を指します。公式で表すと、 $\text{生産性} = \text{産出（アウトプット）} \div \text{投入（インプット）}$ となります。また、経営分析では加工高（売上高－（材料費＋外注費））を社員数で割り算した労働生産性が使われます。製造現場では台数や個数及び時間で生産性を測定することが多いです。生産性の管理は、販売や製造といった現場の力を継続的に向上させていくうえで重要です。ポイントは、現場の努力を正しく反映できる生産性指標の設定です。生産性が悪化したり改善したりする原因を客観的なデータとして明らかにすることが重要です。そこから浮かび上がる問題点を着実に解決していくことが、現場の質を高めます。今月号では、「現場の生産性管理をするメリット」、「実施のポイント」について掲載いたします。

■現場の生産性を管理するメリット

1. 問題の所在が明らかになる

生産性管理によって、日々の活動が「可視化」されるため、会社の活動において、どの工程、どの作業に問題があるのかが一目で把握できるようになります。時間やモノの消費量を管理することで、例えば、製造現場では検査や運搬など、価値を生まない活動にかけていた多大な時間を削減していくことにつながります。

2. 改善の度合いを現場と共有できる

現場で行われる日々の経営活動を可視化した情報が生産性指標です。月次決算を行う際、生産性指標を前年や前月と比較して分析することによって、現場でどの程度改善を行えば、月次決算にどの程度の影響が生ずるのかが明確になります。自分の活動がどのような成果に結び付いているか分かるようになり、成果が現場と共有され、現場メンバーが頑張るモチベーションとなっていきます。

3. 現場の自主性を促す

現場の社員の活動の成果が生産性指標となって表れます。現場の日々の取り組みが生産性に直結することから、前向きな改善提案等が現場から上がりやすくなります。付加価値を生む活動が何か、効率的な活動とは何か、生産性を高めるためにはどうすればいいかという発想が生まれます。何にどれだけ取り組めばよいか分かるようになるため、現場からの改善が動き出します。

■実施のポイント

1. 日報を導入する

生産性の管理は、現場のデータを取得することからはじまります。データは、毎日取得することが理想的ですが、負担にもなります。日報を導入する意義を現場にしっかり理解してもらい、日報の様式も必要かつ十分な項目に絞り込むよう工夫することがポイントです。

2. 投入量、出来高を集計する

日報で取得する情報は、投入量と産出量です。例えば、投入量である労働時間については、直接業務に要した時間だけではなく、製造現場では手待時間、営業活動では移動時間などの間接時間も集計します。営業活動では営業マンの「行動内容」を投入量と考え、「受注件数」を出来高として集計しても良いでしょう。蓄積したデータは現状を詳しく分析できるように並べ替えたり、組み合わせたりして加工します。

3. 目標の設定と日報による分析を行う

生産性改善においては、改善のPDCAを回し続けることが重要です。収集したデータに基づき目標値を設定して改善活動を行っていきませんが、目標値は、実態を踏まえて、随時見直しを行います。朝礼やミーティングの場を活用しましょう。例えば訪問件数が多いのに受注が増えてないのであれば、訪問後に何か理由があるのでしょうか。説明がダメなのか、クロージングがダメなのか、弱点となる原因を見つけ、どうすれば改善できるかを考えることを繰り返します。



助成金情報コーナー

■ 高年齢雇用継続基本給付金について

60歳以上65歳未満の各月の賃金が、60歳時点の61%以下に低下した場合、各月の賃金の15%の額が支給されます。また、60歳時点の賃金の61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の15%未満の額が支給されます。60歳以上65歳未満で、雇用保険の一般被保険者であり、被保険者であった期間が通算して5年以上あることが必要です。なお、支給対象月に支払われた賃金額が、支給限度額未満であることが必要です。



今月のブックマーク

ものづくりマイスター制度をご存じでしょうか。ものづくりに関して優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、これら「ものづくりマイスター」が技能競技大会の競技課題などを活用し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものです。「ものづくりマイスターデータベース」では、制度紹介やマイスター検索、マイスター募集等に関する情報が豊富に蓄積されています。ご興味ある方は、是非ご覧くださいませ。

「ものづくりマイスターデータベース」

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/>

TFGで開催！「一日公庫」

「一日公庫融資相談会」では、日本政策金融公庫の融資担当者が私共の事務所に出張され、その場で懇切に融資のご相談を承ります。新分野進出、再挑戦を始め運転資金や設備投資などをお考えの方は、この機会に是非ご活用ください。

日 時：平成 29 年 3 月 29 日（水） 10：00～17：00

場 所：**TFG** 事務所内会議コーナー

相談員：日本政策金融公庫 国民生活事業 融資担当

費 用：無料

—— TFG 冬季休暇のご案内 ——

12月30日（金）から1月4日（水）まで休暇とさせていただきます。宜しくお願ひ致します。

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … Tax&Financial Group ——

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐